

資料 1

〔平成 28 年 6 月 28 日〕  
〔地 方 財 政 審 議 会〕

地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について

## 資料 1-1

## 地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について(総括)

区 分		知 事 配 分			大 臣 配 分			計		
		改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減
第1号資産	船 舶	194	194	-	1,436	1,437	1	1,630	1,631	1
	船舶以外	90	90	-	686	686	-	776	776	-
第1号資産の計		284	284	-	2,122	2,123	1	2,406	2,407	1
第2号資産		361	361	-	132	132	-	493	493	-
合計		645	645	-	2,254	2,255	1	2,899	2,900	1

## 地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		平成28年 5月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計(A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考	
船 舶	知事配分	194			-	194			
	大臣配分	1,436	1		1	1,437		新規指定1件（新造1件）	
<b>船舶 の計</b>		<b>1,630</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>1,631</b>	<b>-</b>		
船舶以外	知事配分	鉄軌道（車両）	81			-	81		
		索道（搬器）	2			-	2		
		航空機	7			-	7	-	
	知事配分の計		90	-	-	-	90	-	
	大臣配分	鉄軌道（車両）	69				69		
		航空機	617				617	-	
	大臣配分の計		686	-	-	-	686	-	
<b>船舶以外 の計</b>		<b>776</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>776</b>	<b>-</b>		
<b>合 計</b>		<b>2,406</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>2,407</b>	<b>-</b>		